

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地

東部方面会計隊本部業務科長 石橋 一隆

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	予定 数量	単位	履行場所	履行期間
乳がん検診	仕様書のとおり	100	人	現地	6. 10. 1～ 6. 12. 27

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和 4・5・6 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、「役務の提供等」が D 等級以上に格付されている者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札日時及び場所

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 入 札
令和 6 年 9 月 2 日（月）10 時 30 分
東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C 庁舎 1 階 入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第 2 項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判明しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAX による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 単価により決定する。
- (2) 入札金額は消費税込み価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。
- (2) 契約金額が 50 万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額が 50 万円未満の場合は契約書の作成を省略する。

(3) 適用する条項

ア 基本契約条項：「役務請負契約条項」

イ 特約条項：「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札参加希望者は8月30日（金）17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (4) 入札書が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 本件の入札においては郵便入札を可とする。
初度入札において郵便により参加する場合は、8月30日（金）17時00分 までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (6) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時： 令和6年9月4日（水） 15時15分
イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
- (7) 再度入札において郵便により参加する場合は、9月4日（水）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (9) 本記載事項に関する問い合わせ
連 絡 先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担 当：中尾(内線 5413)
T E L：048-460-1711 F A X：03-3924-4312（直通）
- (10) 仕様書等に関する問い合わせ
連 絡 先：朝霞駐屯地業務隊衛生科 担 当：牛之濱（内線 4384）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
乳がん検診	ASGM-T0011		
	作 成	令和 6 年	7 月 1 6 日
	変 更	令和 年	月 日
	作成部隊等名	朝霞駐屯地業務隊 衛生科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊衛生科において実施する乳がん検診の部外委託（以下、役務という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほかGLT-CG-Z000001Sによる。

1.2.1 乳がん検診

生活習慣病検診内で実施する触診・マンモグラフィー・エコー等による乳房に対する検診をいう。

1.2.2 乳がん検診個別検診診断票

契約相手が用意する乳がん検診結果を記録する診断票をいう。

様式については随意とする。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 検診場所及び実施日時

検診場所は、朝霞駐屯地から半径3.5キロメートル以内とし、実施日時は原則、月曜から土曜日の午前中とする。

2.2 検診結果は、検診をした医師が所見を乳がん個別検診診断票に記入する。

2.3 検診結果の提出

検診結果は、示された期日（細部は官側との調整による）までに陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊衛生科に提出する。

3 特記事項

3.1 検診受験者とのトラブル

施行上の不備による検診受験者とのトラブルが生じた場合は、その責を契約の相手側が負うものとする。

3.2 提出時の検査

提出時の際は検査官の検査を受け、不備が生じた場合は、契約の相手方の責任のもと、再作業するものとする。

3.3 秘密保全

検査に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、乳がん個別検診診断票とし、検査終了後速やかに契約担当官等へ提出する。

4.2 使用器材・機器・消耗品

役務に必要な器材、機器及び消耗品は契約の相手方が準備するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。